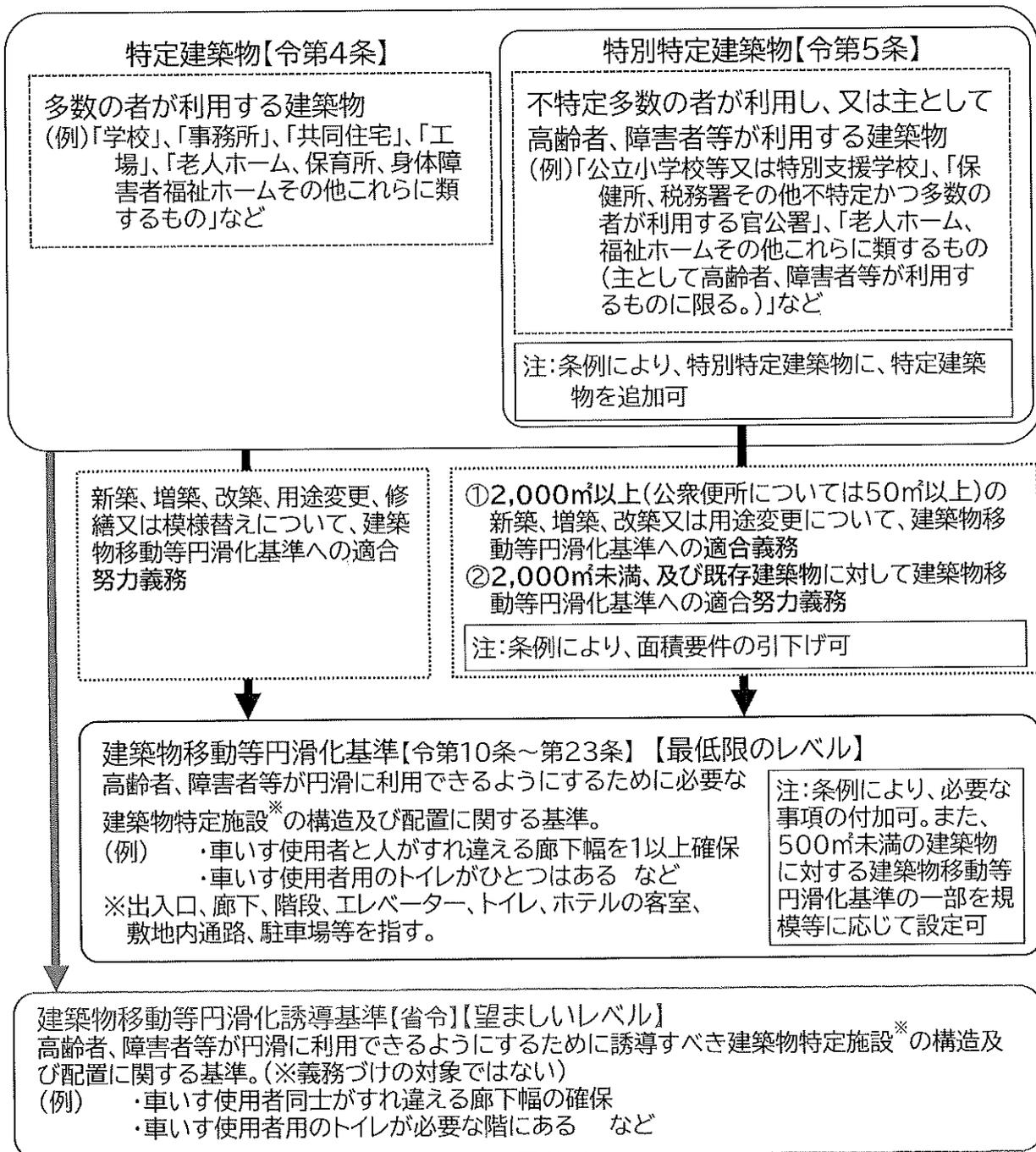


## 1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

### (1) 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

#### ○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

## 1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

## (2) バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義している。特別特定建築物の2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）の新築、増築、改築及び用途変更では、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即して、バリアフリー化を推進しているところである。

特定建築物	特別特定建築物
1. 学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボート場又は遊技場
13. 博物館、美術館又は図書館	12. 博物館、美術館又は図書館
14. 公衆浴場	13. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊